

門真市駅周辺エリアプラットフォーム規約

(名称)

第1条 本エリアプラットフォームは、「門真みらいづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は門真市駅周辺(以下「当該エリア」という。)において、地域住民、民間事業者、行政、団体等が一体となって、「ものづくり×まちづくり」をコンセプトに地域の特徴を活かしたまちづくりを公民連携で推進し、当該エリア価値の向上に繋げていくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定及び改定
- (2) 未来ビジョンに基づく事業の推進
- (3) 未来ビジョンの実現に向けた社会実験等の検討・実施
- (4) 会員間の情報共有や意見交換
- (5) その他前条に掲げる目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる団体等に所属する者を会員とし、組成される。

- (1) 門真市で事業を実施する事業者及び団体等
- (2) 学識経験者及びまちづくりに関わる専門人材
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他、事業の実施に必要と協議会が認める者

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は会員の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、専門家等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議における議事は、出席する会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 会議は、協議会の運営に関する次の各号を決定する。

- (1) 当該年度の事業計画に関すること
- (2) 前年度の事業報告に関すること
- (3) 本規約の改廃に関すること
- (4) 役員を選出に関すること
- (5) 未来ビジョンの策定及び改訂に関すること
- (6) その他運営に関する重要なこと

(役員)

第6条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会員の中から選出する。
- 3 副会長は、会長が会員の中から指名し、会議の承認を得るものとする。
- 4 会議の議を経て会費等が必要と認められた場合において、会員の中から監事を選出することができる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(門真市駅周辺エリマネ組織設立準備協議会)

第9条 第3条第1項から第3号に掲げる活動において、具体的な事業を円滑に実施・検討等を行うため門真市駅周辺エリマネ組織設立準備協議会（以下「エリマネ協議会」という。）を置くこととする。

- 2 エリマネ協議会は必要に応じて、プラットフォームに報告を行う。
- 3 その他、エリマネ協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、市役所における門真市駅周辺エリアのまちづくりを所管する部署に置くものとする。

(会費)

第11条 会員が納める会費については、当面これを徴収しない。ただし、会議の議を経て必要と認められるときは、運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(入会)

第12条 新たに協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により、会長に届け出ることとし、会長は会員に確認した上でこれを決定するものとする。

(退会)

第13条 協議会の会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することとする。

(守秘義務)

第14条 会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(禁止事項)

第15条 協議会の活動への参加にあたっては、堅苦しい雰囲気を持ち込みを禁止とする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年7月7日から施行する。